

平成29年度 国立研究開発法人国立循環器病研究センター
第1回 医療安全監査委員会次第


平成29年度
第1回
資料

日時 平成29年10月18日(水) 15:00～17:00

場所 管理棟2階 応接室

委員	弁護士(大阪A&M法律事務所)	小島 崇宏	委員
	奈良県立医科大学付属病院教授	友田 恒一	委員
	心を守る会 会長	國子 克雄	委員
	国立循環器病研究センター副院長	安田 聡	委員
	国立循環器病研究センター監査室長	中瀬 邦彦	委員

- 挨拶 副院長 小林 順二郎
- 委員長選任 各委員
- 概要説明等 医療安全管理部長 市川 肇
- 医療安全管理体制等にかかる意見交換 各委員



外部監査

平成29年10月18日(水)
15:00~17:00

医療安全室
88 国立循環器病研究センター

1

本日のアウトライン

1. 医療安全のあゆみ：発足～特定機能病院承認要件
2. 当院の基本方針と医療安全組織について
3. 当院における医療安全活動

途中でも自由に質問してください
求めに応じ、必要な資料を提示
いたします

88 国立循環器病研究センター

2

医療安全のあゆみ

平成11～12年 医療事故多発！

- ◆横浜市立大学事件
肺手術と心臓手術患者を取り違えて手術
(医師4名・看護師2名業務上過失傷害容疑で起訴)
- ◆都立広尾病院事件
看護師が消毒液とヘパリン加生理食塩水を取り違い静脈内に
投与し、患者が死亡
- ◆京大病院事件
人工呼吸器の加湿器に蒸留水とエタノールを間違え注入し、長
時間にわたるエタノール吸入により患者が中毒死した。

88 国立循環器病研究センター

3

医療安全のあゆみ

平成15年 4月
特定機能病院及び臨床研修病院における安全管理体制の強化
(医療法施行規則改正 平成15年4月1日施行)

1. 専任の医療に係る安全管理を行う者の配置
2. 医療に係る安全管理を行う部門の設置
3. 患者からの相談に適切に応じる体制の確保

88 国立循環器病研究センター

4

特定機能病院における医療安全対策 強化のための承認要件見直しについて

大学付属病院等において、医療安全に関する
重大な事案が相次いで発生したことを踏まえ、
平成27年6月から特定機能病院に対する集中
検査が実施された。

その結果、特定機能病院承認要件が見直し
され、平成28年6月に改正省令が公布、施行通
知が発出された。

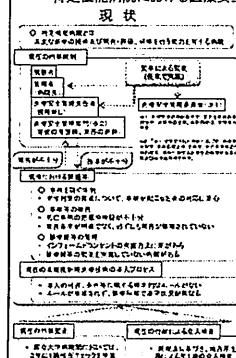
88 国立循環器病研究センター
National Central and Cardiovascular Center

5

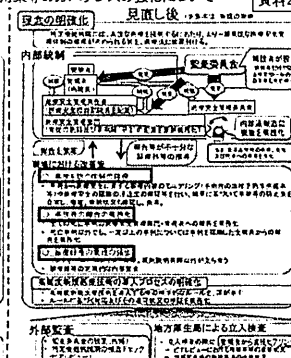
特定機能病院における医療安全対策等のガバナンスの強化について

資料2

現状



見直し後



88 国立循環器病研究センター

6

特定機能病院承認要件 (経過措置)

		H28.4	H28.10	H29.4	H30.4
(1)	1 監査委員会による検証				
	2 特定機能病院認定のピアレビュー				
	3 評価に応じた評価・改善の仕組み及び当該仕組みに基づく改善活動の計画				
	4 インフォームド・コンセントの適正な実施の検証等に関する責任者の配置及びインフォームド・コンセントの実施状況の検証				
	5 評価結果の公表				
	6 医療安全の改善・向上を図るための体制の整備等				
	7 医療安全の向上を図るための体制の整備等				

7

特定機能病院承認要件 (経過措置)

		H28.4	H28.10	H29.4	H30.4
(2)	1 監査委員会による検証				
	2 特定機能病院認定のピアレビュー				
(3)	3 評価に応じた評価・改善の仕組み及び当該仕組みに基づく改善活動の計画				
2	(1) インフォームド・コンセントの適正な実施の検証等に関する責任者の配置及びインフォームド・コンセントの実施状況の検証				
	(2) 評価結果の公表				
3	4 医療安全の改善・向上を図るための体制の整備等				
4	5 医療安全の向上を図るための体制の整備等				

8

外部監査

監査委員会を設置し、委員名簿及び委員の選定理由を記載した書類を厚生労働大臣に提出すること及び公表を行うことを開設者に求めること

- 委員の数は3人以上とし、委員長及び委員の半数を超える数は当該病院と利害関係のない者から専任する
- ▶医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者、その他の学識経験を有する
- ▶医療を受けるものその他の医療従事者以外の者

88 国立循環器病研究センター

9

特定機能病院承認要件 (経過措置)

		H28.4	H28.10	H29.4	H30.4
(2)	1 監査委員会による検証				
	2 特定機能病院認定のピアレビュー				
(3)	3 評価に応じた評価・改善の仕組み及び当該仕組みに基づく改善活動の計画				
2	(1) インフォームド・コンセントの適正な実施の検証等に関する責任者の配置及びインフォームド・コンセントの実施状況の検証				
	(2) 評価結果の公表				
3	4 医療安全の改善・向上を図るための体制の整備等				
4	5 医療安全の向上を図るための体制の整備等				

10

本日のアウトライン

1. 本日のアジェンダと、本日の時間配分について
2. 当院の基本方針と医療安全組織について
3. 当院における医療安全活動

11

循環器病研究センターにおける 医療安全の基本的な考え方

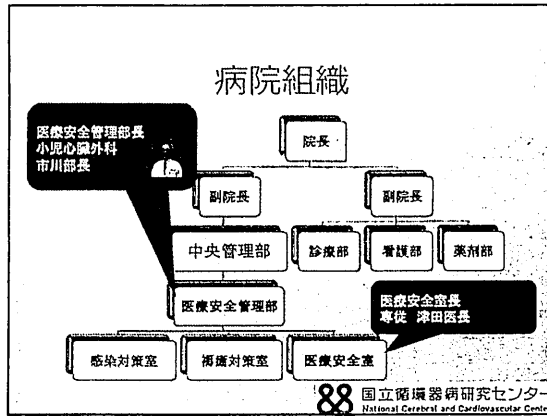
国立循環器病研究センターの全従事者は、高度専門医療研究センター・特定機能病として、安全で質の高い医療を提供する責務がある。

医療安全の必要性・重要性を施設及び医療者 自身の課題と自覚し、「患者と医療者のパートナーシップ」のもと、透明性と高い倫理性に基づき、安全で質の高い医療を実践するものである。

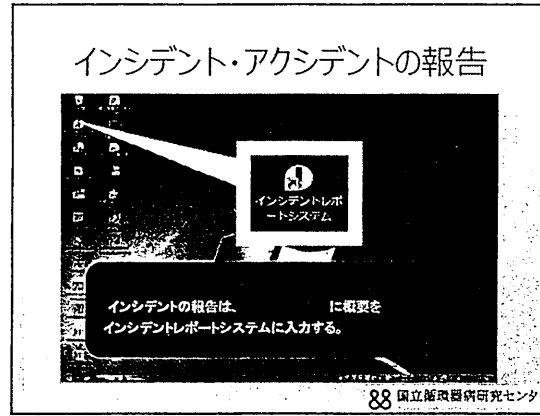
医療安全管理課 課長 P.L.Y.O

88 国立循環器病研究センター

12



13

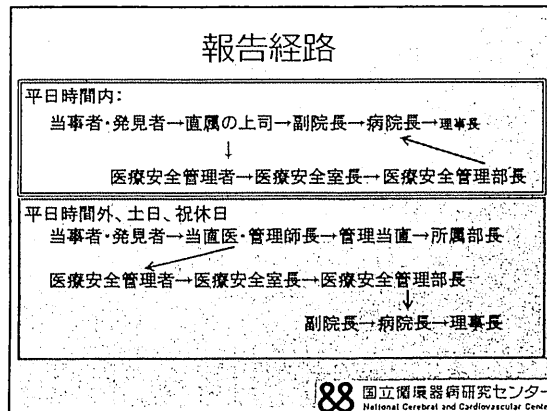


14

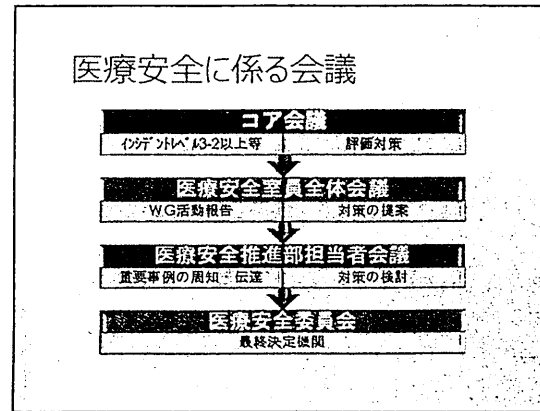
インシデントレベル

レベル	医療事故の発生状況と傷害の程度
0	患者に間違いは実施されなかったが、実施されれば何らかの被害が予想される場合
1	現時点では被害はなく、観察も不要であった インシデント
2	現時点では被害はないが、観察が必要、検査を行った場合
3-1	患者に被害が生じ、何らかの処置・治療が必要とされる場合 ⇒軽微な治療
3-2	患者に被害が生じ、予定していなかった濃厚な処置・治療が必要とされる場合⇒濃厚な処置・治療 アクシデント
4	患者に重度の障害が発生・残存した場合
5	患者が死亡した場合
その他	医療安全に役立つ典型的な事例

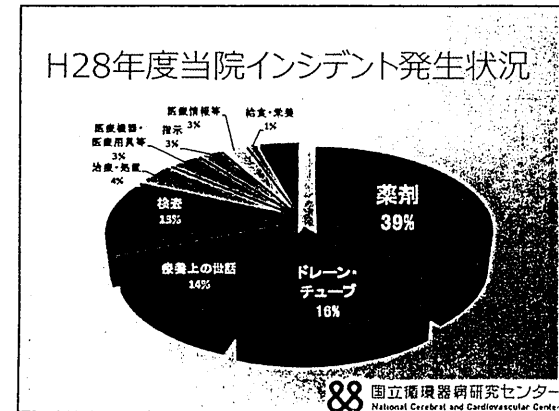
15



16



17



18

ワーファリンチェックリスト

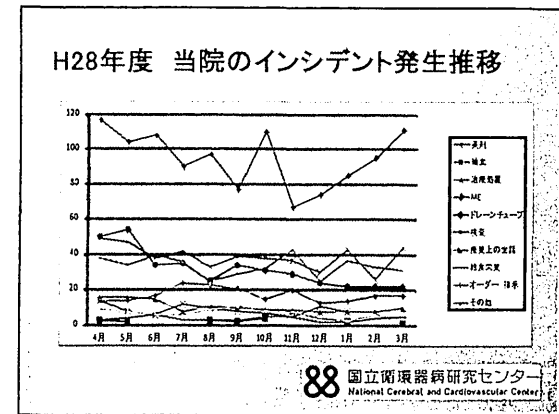
患者が一覧化し採血結果に処方箋運動

1.50	1.47	1.40	1.45	1.59	1.58	1.58	1.55
15	15	15					

19

時間薬チェックリスト

20



21

【患者誤認防止】

- 確認の際は、必ず患者さんご自身にフルネーム・生年月日を名乗っていただき確認して下さい！
(名乗っていただくことで安心せず、手元のIDや薬剤との同一性を確認してください)
- 名乗れない方はリストバンドやベッドネームで確認してください

新入ハイリスク患者はマーキングしています

88 国立循環器病研究センター
National Cerebral and Cardiovascular Center

22

ワーファリンチェックリスト

23

時間薬チェックリスト

24

【患者誤認防止】

- 確認の際は、必ず患者さんご自身にフルネーム
生年月日を名乗っていただき確認して下さい！
(名乗っていただくことで安心せず、手元の
IDや薬剤との同一性を確認してください)
- 名乗れない方はリストバンドやベッドネーム
で確認してください



転倒ハイリスク患者は
マーキングしています

【MRI磁性体持ち込み防止】

* 検査者は手を止めて、2人以上で以下について声出し確認を実施する

確認項目	タイプ		出候時		MRI入室直前	
	有	無	有	無	有	無
患者確認(名乗っていたか(リストバンド))						
MRI(他)CRP(消化・消化器・不明)						
体外除磁コイル・クリップ等						
スマートフォン・ICカード						
インフラ赤外線治療器・熱計						
人工関節・人工内耳						
その他						
ヘアピン						
カラコンタクト						
眼鏡						
補聴器						
アクセサリー(ネックレス・ピアス・指輪等)						
時計						
足裏・下履(ワイヤレス・Bluetooth機器)						
スマートフォン						
磁気カード・クレジットカード						

医療法施行規則第1条の11第1項

(前略)次に掲げる安全管理のための体制を確保しなければならない(略)

- 一 医療に係る安全管理のための指針を整備すること
- 二 医療に係る安全管理のための委員会を開催すること
- 三 医療に係る安全管理のための職員研修を実施すること
- 四 医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策を講ずること

特定機能病院とは

特定機能病院制度の概要

趣旨	我が国医療の発展の一環として、高度な医療を、高度な医療の確保及び患者の安全に資する目的を以て、国が指定する病院を特定機能病院として、高度な医療の確保及び患者の安全に資することを目的とする。
役割	○高度な医療の提供 ○高度な医療の確保・維持 ○高度な医療に資する研修
承認要件	<ul style="list-style-type: none"> ○高度な医療の提供、確保及び維持、並びに研修を実施する能力を有すること ○当該病院が指定された日から起算して、5年を超えない期間、指定された病院に、高度な医療の提供、確保及び維持に資する研修を実施すること ○人員確保 <ul style="list-style-type: none"> ・医師……指定された病院の公立指定機能病院が、指定された病院に、高度な医療の提供、確保及び維持に資する研修を実施すること ・看護師……高度な医療に資する研修を実施すること ・薬剤師……高度な医療に資する研修を実施すること ・臨床検査技師……高度な医療に資する研修を実施すること ・臨床工学技師……高度な医療に資する研修を実施すること ・臨床放射線技師……高度な医療に資する研修を実施すること ・臨床栄養士……高度な医療に資する研修を実施すること ・臨床心理士……高度な医療に資する研修を実施すること ・臨床社会福祉士……高度な医療に資する研修を実施すること ・臨床検査技師……高度な医療に資する研修を実施すること ・臨床工学技師……高度な医療に資する研修を実施すること ・臨床放射線技師……高度な医療に資する研修を実施すること ・臨床栄養士……高度な医療に資する研修を実施すること ・臨床心理士……高度な医療に資する研修を実施すること ・臨床社会福祉士……高度な医療に資する研修を実施すること